

が、執行することが原則である。しかし、その他の者が執行することが合理的な場合には、国立公園においては、法第10条第2項及び第3項に基づき、県立自然公園においては、条例第9条第2項及び第3項に基づき、その他の者が公園事業を執行することができる。

なお、公園事業の決定（廃止及び変更）にあたっては、国立公園においては、法第9条第1項（第9条第5項）に基づき、大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴いて、県立自然公園においては、条例第8条第1項（第8条第3項）に基づき、知事が関係市町村及び栃木県環境審議会の意見を聴いて決定する。

#### 公園事業となる施設の種類（政令第1条又は規則第1条）

- ①道路及び橋
- ②広場及び園地
- ③宿舎及び避難小屋
- ④休憩所、展望施設及び案内所
- ⑤野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- ⑥他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- ⑦運輸施設
- ⑧給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- ⑨博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- ⑩植生復元施設及び動物繁殖施設
- ⑪砂防施設及び防火施設
- ⑫自然再生施設

#### 4 生態系維持回復事業について

公園計画に基づいて行う事業であって、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをしていい、国立公園においては法第38条、県立自然公園においては条例26条に基づき、環境大臣等や知事が中央環境審議会や栃木県環境審議会の意見を聴いて定める生態系維持回復事業に関する計画（生態系維持回復事業計画）に従って行うものである。

本事業は、国又は県以外の者でも、国立公園においては法第39条第2項、同条第3項、県立自然公園においては条例第27条第2項、第3項の規定により、環境大臣又は知事の確認あるいは認定を受け、行うことができるとされている。

#### 5 自然公園内における行為の規制について

自然公園を適切に保護管理するため、自然公園内における一定の行為については、公園計画の保護規制計画に定められた地種区分及び区域指定等に応じて、法又は条例に基づき、規制される。

##### <特別保護地区>

行為内容	規制内容
①特別地域内において規制される行為（ただし、③⑧⑪～⑭⑯⑰を除く）	法第21条第3項に基づく許可必要※
②木竹の損傷・植栽	

③家畜の放牧 ④屋外における物の集積・貯蔵 ⑤火入れ・たき火 ⑥木竹以外の植物の採取・損傷、落葉・落枝の採取 ⑦木竹以外の植物の植栽・播種 ⑧動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷 ⑨道路・広場以外での車馬・動力船・航空機の使用等	
--	--

※ 法第21条第3項に基づく許可の基準については、自然公園法施行規則（以下「省令」という。）第11条に規定されており、特別保護地区において法第14条第3項に基づく許可が不要な行為については、省令第13条各号等に規定されている。

なお、法第21条第3項に違反した者等に対しては、法第34条第1項又は第2項に基づき、大臣又は都道府県知事は、中止命令等を行うことができるとともに、法第83条第3号に基づき、環境大臣は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことができる。

#### <特別地域（第1種・第2種・第3種）>

行為内容	規制内容
①工作物の新・改・増築 ②木竹の伐採 ③指定区域内における木竹の損傷 ④鉱物の掘採・土石の採取 ⑤河川・湖沼等の水位・水量の増減 ⑥指定湖沼・指定湿原への汚排水の排出（指定湖沼又は指定湿原） ⑦広告物等の掲出・設置・表示 ⑧屋外における指定物の集積・貯蔵 ⑨水面の埋め立て・干拓 ⑩土地の形状変更 ⑪指定植物の採取・損傷 ⑫本来の生育地以外への植物の植栽・播種 ⑬指定動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷 ⑭本来の生息地以外への動物の放出 ⑮屋根・壁面等の色彩変更 ⑯指定区域への立入り（立入り規制地区） ⑰指定区域内における道路・広場以外での車馬・動力船・航空機の使用等（乗入れ規制地区）	法第20条第3項又は条例第19条第3項に基づく許可必要※
⑯木竹の植栽 ⑰家畜の放牧	法第20条第8項又は条例第19条第7項に基づく届出必要

※ 法第20条第3項又は条例第19条第3項に基づく許可の基準は、省令第11条又は

規則第15条の2に規定されており、特別地域において法第20条第3項又は条例第19条第3項に基づく許可又は届出が不要な行為（以下「不要許可行為」という。）は、省令第12条各号又は条例第19条第8項、規則第16条各号に規定されている。

なお、国立公園において、法第20条第3項に違反した者等に対しては、法第34条第1項又は第2項に基づき、大臣又は都道府県知事は、中止命令等を行うことができるとともに、法第83条第3号に基づき、環境大臣は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことができる。

また、県立自然公園において、条例第19条第3項に違反した者等に対しては、条例第22条第1項又は第2項に基づき、知事は、中止命令等を行うことができるとともに、条例第46条第3号に基づき、知事は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金を科すことができる。

#### ＜普通地域＞

行為内容	規制内容
①一定基準を超える工作物の新・改・増築	
②特別地域内の河川・湖沼等の水位・水量の増減	行為に着手する30日前までに、法第33条第1項又は条例第21条第1項に基づく届出必要※
③広告物等の掲出・設置・表示	
④水面の埋め立て・干拓	
⑤鉱物の掘採・土石の採取	
⑥土地の形状変更	
⑦海底の形状変更（栃木県立自然公園はなし）	

※ 法第33条第1項第1号又は条例第21条第1項第1号に基づく届出の基準は、省令第14条各号又は規則第17条各号に規定されており、普通地域において法第33条第1項又は条例第21条第1項に基づく届出が不要な行為（以下「不要届出行為」という。）は、省令第15条各号又は、条例第21条第7項、規則第18条各号に規定されている。

なお、国立公園において、法第33条第1項に違反した者に対しては、法第86条第5号に基づき、環境大臣は、30万円以下の罰金を科すこと等ができるとともに、法第33条第2項に基づき、大臣又は都道府県知事は、風景の保護のために必要があると認めるときは、措置命令等を行うことができる。

また、県立自然公園において、条例第21条第1項に違反した者等に対しては、条例第48条第2号に基づき、知事は、30万円以下の罰金を課すことができるとともに、条例第21条第2項に基づき、知事は、風景の保護のために必要があると認めるときは、措置命令等を行うことができる。